

福井県報

号 外 第 60 号

令 和 8 年
9 月 1 日 (火)

火 曜 日 発 行

— 目 次 —

選挙管理委員会告示

- 条例の制定または改廃の請求および監査の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 (127) 1
- 議会の解散の請求、知事の解職の請求、副知事、選挙管理委員、監査委員または公安委員会の委員の解職の請求および教育委員会の教育長または委員の解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 (128) 1
- 議会の議員の所属する選挙区における解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 (129) 1

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第127号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、同法第74条第1項の規定による条例の制定もしくは改廃の請求または同法第75条第1項の規定による監査の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

令和8年9月1日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

12, 224

福井県選挙管理委員会告示第128号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第76条第4項、第81条第2項もしくは第86条第4項において準用する法第74条第5項または地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する法第86条第4項において準用する法第74条第5項の規定により、法第76条第1項の規定による議会の解散の請求、法第81条第1項の規定による知事の解職の請求もしくは法第86条第1項の規定による副知事、選挙管理委員、監査委員もしくは公安委員会の委員の解職の請求または地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による教育委員会の教育長もしくは委員の解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

令和8年9月1日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

168, 529

福井県選挙管理委員会告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により、同法第80条第1項の規定による議会の議員の所属する選挙区における解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

令和8年9月1日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

選 挙 区 の 名 称	連署に必要な選挙権を有する者の数
福 井 市	69,669
敦 賀 市	17,051
小浜市三方郡三方上中郡	13,595
大 野 市	8,269
勝 山 市	5,852
鯖 江 市	18,628
あ わ ら 市	7,257
越前市今立郡南条郡	24,127
坂 井 市	24,162
吉 田 郡	4,922
丹 生 郡	5,471
大 飯 郡	4,726